

## 資料 2

### 資 料

ページ	資料名	
1～2	資料 1	契約事務改善検討委員会設置要綱
3～4	資料 2	工事業種別件数表　物件業種別件数表
5	資料 3	事案決定手続規程抜粋
6～8	資料 4	指名業者選定委員会要綱（工事・設計）
9～12	資料 5	指名競争入札参加者の選定における指名基準等について
13～15	資料 6	目黒区工事請負指名業者選定基準
16～17	資料 7	平成16年度へ向けた競争入札検討資料
18	資料 8	修正候補リスト（平成15年度総合庁舎清掃・設備）
19	資料 9	平成15年度業者選定書
20	資料 10	平成15年度入札（見積）経過調書
21	資料 11	平成16年度施設総合管理業者選定資料
22～26	資料 12	目黒区工事請負契約に係る指名停止基準
27	資料 13	平成16年度業者選定書
28	資料 14	平成16年度入札（見積）経過調書

契約事務改善検討委員会設置要綱

平成 16 年 3 月 10 日付け目総契第 1093 号決定

(趣旨)

第 1 条

契約事務全般について点検するとともに、より透明性の高い適正な執行を図るため、政策会議の下部組織として契約事務改善検討委員会（以下「改善委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条

改善委員会は、次の事項について調査、検討し、その改善策を政策会議に報告する。

- (1) 入札制度の運用に関すること。
- (2) 契約事務の執行体制に関すること。
- (3) その他契約事務の運用に関すること。

(組織)

第 3 条 改善委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 収入役
- (2) 財政担当部長
- (3) 総務部長
- (4) 企画経営部行革推進担当課長
- (5) 総務部契約課長
- (6) 総務部人事課長
- (7) 総務部施設課長
- (8) 区民生活部地域振興課長
- (9) 健康福祉部健康福祉計画課長
- (10) 都市整備部土木工事課長
- (11) 教育委員会事務局企画調整課長

2 委員の任期は、前条の所掌事項の検討が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 改善委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は収入役を、副委員長は総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は改善委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(定足数)

第5条 改善委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係職員の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 改善委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

(その他)

第8条 改善委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定めることとする。

付 則

この要綱は、平成16年3月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

工事業種別登録業者件数表(15・16年度)

業種No.	業種名	件数	業種No.	業種名	件数
1	建築工事	276	41	工業一タ設備工事	24
2	土木工事	344	43	水道施設工事	55
3	給排水衛生工事	169	45	機械器具設備工事	70
4	空調設備工事	161	46	屋根工事	2
10	電気工事	239	47	鋼構造物工事	45
11	塗装工事	36	48	サッシュ工事	15
12	造園工事	90	49	シャッター設備工事	5
14	さく井工事	16	52	グラウト工事	5
22	運動場施設工事	64	53	交通安全施設工事	37
24	鉄骨フレハ工事	12	57	運動器具設置工事	12
25	曳家・解体工事	73	58	テレビ共聴工事	21
26	内装仕上工事	48	59	防音壁遮音工事	19
27	消防施設工事	44	60	舞台装置設置工事	12
28	電話・通信工事	110	67	鉄筋工事	0
29	音響設備工事	20	71	電源・発電設備工事	27
30	量工事	8	75	ガラス工事	6
31	防水工事	37	76	石工事	1
36	ボンブ据付工事	18	78	自動ドア装置工事	4
37	清掃施設工事	9	80	タイル・れんが・ブロック工事合計	0
					2,134

物件業種別登録業者件数表(15・16年度)

業種No.	業種名	件数	業種No.	業種名	件数
1	文房具事務用品	74	36	通信用機器	99
2	学校教材具	78	38	原材料・2次製品	25
3	図書	45	39	鉄鋼・非鉄製品	16
4	用紙類(再生紙含む)	70	40	標識	30
5	特殊印刷	72	41	建築金物	11
6	印刷	133	42	医療用機器	43
7	封筒	47	43	医療用薬品衛生材料	32
8	複写業務	42	44	防疫剤	13
9	情報処理用機器	177	45	工業薬品	68
10	情報処理用品	131	46	看板・展示品	92
11	什器	113	47	動物・飼料	3
12	事務用機器	73	48	造園資材	45
13	楽器	23	49	消防・防災用品	78
14	家庭用品・雑貨	87	50	不用品買受	23
15	力メラ・時計・ミシン	27	51	特定建築物環境衛生	18
16	織維製品	63	52	食料品	92
17	室内装飾品・ガラス	65	53	百貨店及びその他物品	93
18	寝具	44	54	特定建築物環境衛生	104
19	介護・福祉用品	48	55	建物清掃	999
20	天幕・旗・選挙用品	48	56	道路・公園清掃	283
21	運動用品	39	57	貯水槽清掃浄化槽清掃	303
22	バッジ・カッブ	20	58	管渠清掃	49
23	厨房用機器	68	59	ボイラー清掃	42
24	家庭用電気器具	88	60	電気・暖冷房設備保守	460
28	自動車	35	61	消火設備保守	138
29	自動車部品	25	62	エレベータ保守	39
30	自転車・二輪車・雜車	8	63	通信施設保守	72
31	燃料	13	64	環境関係測定機器保守	23
32	理化学機器	64	65	その他保守業務	108
33	工作用機器	10	66	警備・受付等	390
34	業務用・建物用機器	41	67	樹木保護管理	56
35	業務用電気機器	98	68	害虫駆除	192
			69	廃棄物処理	153
物件合計					1,965

事案決定手続規程抜粋	区長	助役	部長	課長
契約に関すること	1 予定価格が千五百万円以上の契約(工事の請負契約を除く。)を結ぶこと	1 予定価格が五百萬円以上千五百万円未満の契約(工事の請負契約を除く。)を結ぶこと	1 予定価格が百五十万円以上五百万円未満の契約(工事の請負契約を除く。)を結ぶこと	1 予定価格が三十万円以上百五十万円未満の契約(工事の請負契約を除く。)を結ぶこと
	2 予定価格が三千万円以上の工事の請負契約を結ぶこと	2 予定価格が千万円以上三千万円未満の工事の請負契約を結ぶこと	2 予定価格が三百万円以上千萬円未満の工事の請負契約を結ぶこと	2 予定価格が三十万円以上三百万円未満の工事の請負契約を結ぶこと
	3 出入禁止処分を決定すること	3 重要な事務取扱基準を定めること	3 予定価格が三百万円以上の不用品の売払いに関する契約を結ぶこと	3 予定価格が三百萬円未満の不用品の売払いに関する契約を結ぶこと

## 目黒区指名業者選定委員会要綱

### 第1 設 置

区が発注する工事の入札参加者を厳正かつ公平に選定するため、目黒区指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### 第2 所掌事項

委員会は、入札参加者の選定に関するつぎに掲げる事項を審査する。

- 1 工事の種類・規模等に対応した入札参加者を選定すること。ただし、一件予定価格5千万円未満の工事の入札参加者の選定は除く。
- 2 その他区長が、必要と認める事項。

### 第3 構成等

- 1 委員会は、つぎに掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 助役
- (2) 企画経営部長
- (3) 総務部長
- (4) 当該工事の施行を担当する部長
- (5) 総務部契約課長

- 2 委員会は必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を会議に出席させ意見を述べさせることができる。

### 第4 委員長

委員会に委員長を起し、総務部を担任する助役をもって充てる。

### 第5 委員長の職務およびその代理

- 1 委員長は、委員会を代表し会議を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、第4に定める助役以外の助役がその職務を代理する。

### 第6 召 集

委員会は必要の都度委員長が召集する。

### 第7 会 議

- 1 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

### 第8 入札参加者の指名

区長は、委員会が行った入札参加者の選定の結果に基づき、当該工事の入札参加者を指名する。

## 第9 委員会の庶務

委員会の庶務は、総務部契約課において処理する。

### 付 則

この要綱は、昭和58年5月1日から施行する。

この要綱は、昭和59年12月1日から施行する。

## 設計委託業者選定委員会設置要綱

### (設 置)

第1条 新築および増改築工事にかかる設計委託（「設計委託」いう。）に際して、公平かつ適格な業者選定をするため設計委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 設計委託の契約締結の方法の検討
- (2) 予定金額が、一件1200万円以上の設計委託の業者の選定
- (3) その他総務部長が特に必要とする事項

2 委員会は、前項の検討および選定結果を区長に報告する。

### (委員の構成)

第3条 委員会の委員長は、総務部長・企画経営部長・総務部契約課長・同部施設課長をもって構成する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、事案関係のある職員を出席させることができる。

### (会 長)

第4条 委員会に会長を置き、総務部長をもってあてる。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (召 集)

第5条 委員会は、会長が召集する。

### (定足数)

第6条 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開催できない。

### (庶 務)

第7条 委員会の事務所は、総務部契約課とする。

### 付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

## 指名競争入札参加者の選定における指名基準等について

平成 2 年 3 月 16 日付目総経第 741 号

平成 11 年 4 月 1 日付目総経第 10 号

## (目的)

- 1 目黒区契約事務規則第 34 条第 2 項の規定に基づき、参加業者を指名するにあたって、公正な選定を図るため、指名基準および事務処理方法等の必要な事項を定める。

## (業務区分及び等級区分)

- 2 指名競争入札に参加する者の業種及び等級区分

## (1) 工事請負契約

ア 工事請負契約に係わる指名競争入札参加者の資格要件は、区が定める客観的、主観的事項の資格審査に基づく格付けを有し、発注する工事業種区分、及び契約予定金額に応じた等級区分に該当してなければならない。

工事業種区分は別表 1 のとおりとする。

イ 等級区分は契約予定金額に応じて、総合工事(建築工事及び土木工事)にあっては 4 等級区分、専門工事「管工事、電気工事、その他工事(設計、測量、調査を除く。)」にあっては、3 等級区分とし、等級及び予定金額は下表のとおりとする。

ただし、指名競争入札に参加する業者が少ない場合においては、等級区分を行わないことができる。

## 総合工事(建築工事及び土木工事)

業種	建築工事	土木工事
等級	予定金額	予定金額
A	7 000 万円以上	6 000 万円以上
B	4 000 万円～7 000 万円未満	3 000 万円～6 000 万円未満
C	1 000 万円～4 000 万円未満	1 000 万円～3 000 万円未満
D	1 000 万円未満	1 000 万円未満

## 専門工事「管工事、電気工事、その他工事(設計、測量、調査を除く。)」

等級	予定金額
A	2 000 万円以上
B	1 000 万円～2 000 万円未満
C	1 000 万円未満

## (2) 物品購入契約

物品購入契約に係わる指名競争入札参加者の資格要件は、区が定める客観的、主

観的事項の資格審査に基づく格付けを有し、発注する業種区分に該当していなければならない。

ただし、指名競争入札に参加する業者が少ない場合においては、等級区分を行わないことができる。

(工事請負契約指名業者の格付)

3 工事請負契約に伴う指名業者の各付けは、客観的、主観的事項審査の総合数値により別に定める総合数値算出方法により格付けをする。

格付けの数値は、次のとおりとする。

等級	総合工事	専門工事
A	900以上	750以上
B	750～900未満	600～750未満
C	650～750未満	500～600未満
D	500～650未満	500未満
E	500未満	

(物品購入等契約指名業者の格付)

4 物品購入等契約に伴う指名業者の格付けは客観的、主観的事項の審査とし、総合数値による格付けは行わない。

(指名業者数)

5 指名競争入札における指名業者数は、次の表の発注予定金額に応じて指名する。

ただし、設計については、発注予定金額に係わらず4社以上の指名数とする。

(1) 工事請負契約関係

区分	予定金額	業者数
甲	3億円以上	10社
	3000万円～3億円未満	8社
乙	2000万円～3000万円未満	8社
	1000万円～2000万円未満	6社
丙	500万円～1000万円未満	6社
	300万円～500万円未満	5社
丁	130万円～300万円未満	5社

(2) 物品購入等契約関係

区分	予定金額	業者数
甲	1500万円以上	6～10社

乙	500万円～1500万円未満	6社
丙	150万円～ 500万円未満	5社
丁	80万円～ 150万円未満	4社

(指名基準)

6 指名競争入札に参加する者の指名にあたっては、次の事項を総合的に勘定し、指名が特定業者に偏らないように選定し指名しなければならない。

(1) 工事請負契約

- ア 不誠実な行為の有無
- イ 経営及び信用の状況
- ウ 指名及び受注の状況
- エ 官公庁工事等の実績の有無
- オ 既発注工事の施工実績
- カ 発注工事に対する地理的条件
- キ 発注工事施工についての技術的適性
- ク 発注工事の内容に適した専業主
- ケ 施工中の既発注工事の進捗状況
- コ 区内業者育成のための受注機会の確保
- サ 建設業法に基づく資格要件の適否
- シ 発注工事の業種区分及び等級区分に属する有資格者で、発注予定金額の工事施工が可能な者。ただし、有資格者の数が少ないとときは、発注予定金額に応じて直近上位、下位に属する有資格者を選定し指名することができる。
- ス 上記シにかかわらず、特別の理由により区長が特に認める場合は、発注ランクの上位、下位等級に属する有資格者を選定し指名することができる。

(2) 物品等購入契約

- ア 不誠実な行為有無
- イ 経営及び信用の状況
- ウ 指名及び受注の状況
- エ 官公庁等契約実績の有無
- オ 当該物品納入等の地理的条件
- カ 当該物品納入等に係る専業性
- キ 区内業者育成のための受注機会の確保

(指名停止)

7 有資格業者が別に定める指名停止基準に掲げる措置要件に該当する場合は、当該業者

を指名してはならない。

(指名業者選定委員会の設置)

- 8 指名業者選定について、厳正かつ公平に選定するため区長が特に認めた場合は、業者の選定方法、指名について検討する委員会を設置することができる。

(業者選定にかかわる協議)

- 9 主管部局で事業計画の策定にあたって、委員会を設置し業者選定に係わる事項を決定する場合は、あらかじめ総務部長に協議しなければならない。

(その他)

- 10 一般競争入札に付する事案についても、この定めを準用する。

付 則

- 1 この定めは平成2年4月1日から適用する。  
2 適用以前の定めに基づき選定、指名した者は、従前の例による。

付 則 (平成11年4月1日付目総契第10号)

- 1 この基準は平成11年4月1日から適用する。

## 目黒区工事請負指名業者選定基準

## 1. 趣旨

目黒区が発生する建設工事に係る指名競争入札の参加者（以下「指名業者」という。）の選定に関しては、この基準の定めるところによる。

## 2. 指名業者の選定方針

- (1) 指名業者の選定は公正、公平かつ機会均等の立場で行い、目黒区の指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「業者登録者」という。）の中から、この基準の定めるところにより、発注工事に関し適正な履行能力を有すると認められる者（以下（「履行可能業者」という。）を選定するものとする。
- (2) 前項の場合において、履行可能業者を目黒区の区域内に営業所（本店、支店又はこれに準ずるもので常時請負契約を締結する事務所をいう。以下同じ。）を有する登録は当該区内業者の中から選定することを原則とする。
- (3) 区内業者の中から指名業者を選定する場合には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第3条に定める中小企業者に該当する者を優先して選定することとする。

## 3. 選定の順序等

指名業者は、次の各号の規定順に従い、当該各号に該当する者の中から、この基準の定めるところにより選定するものとする。ただし、特別な施工技術等を要する工事、緊急を要する工事、遠隔地において施工する工事その他特別な理由がある工事については、この限りではない。

- ① 区内業者で目黒区との契約履行実績を有する者
- ② 区内業者で目黒区以外の官公庁又はこれ以外の法人等との契約履行実績を有する者
- ③ 目黒区の区域外に営業所を有する者（以下「区外業者」という。）で目黒区との契約履行実績を有する者
- ④ 区外業者で目黒区以外の官公庁又はこれ以外の法人等との契約実績を有する者

## 4 選定時の調査事項

指名業者の選定は、次各号に掲げる事項を調査のうえ行うものとする。

- ① 不誠実な行為の有無

- ② 経営及び信用の状況
- ③ 発注工事と同種又は類似の工事の施工実績
- ④ 発注工事についての技術的適正
- ⑤ 指名及び受注の状況
- ⑥ 手持工事の状況
- ⑦ 施工中の既発注工事の進捗状況
- ⑧ 既発注工事の施工成績
- ⑨ 発注工事の内容に適した専業性
- ⑩ 発注工事における配置予定の技術者
- ⑪ 建設業法（昭和24年法律第100号）等で必要とされる資格要件等
- ⑫ その他発注工事との関係で必要と認められる事項

## 5 選定方法

- (1) 指名業者は、発注工事の等級に登録されている区内業者の中からこれを選定するものとする。
- (2) 当該等級に登録されている区内業者が少数である等の理由で、前項の規定により所定の区内業者数を選定することができない場合は、当該等級の上位2等級又は下位2等級の範囲内の区内業者から、不足する数の指名業者を選定するものとする。
- (3) 前2項の規定により所定の指名業者数を区内業者の中から選定することができない場合は、不足することとなる指名業者を当該発注工事の等級に登録されている区外業者の中から選定するものとする。ただし、前2項の規定により選定することができる区内業者数が所定の指名業者数の4分の3以上の場合は、本項による区外業者からの選定は行わないことができる。
- (4) 指名業者として選定しようとする者が次の各号の一に該当する場合は、その者の受注能力との関係及び他の者との受注の公平性を図る観点から、調整の必要があると認められる範囲内においてその者を指名しない取扱い(以下「指名保留」という。)をすることができる。
  - ① 一定金額以上の工事を現に受注している場合
  - ② 指名回数、受注回数又は受注金額が他の者に比べて多く調整を要する場合
- (5) 前項の指名保留を行うことにより所定数の指名業者を区内業者の中から選定することができない場合は、同項の指名保留は行わないものとする。ただし、そのことにより受注金額の著しく多額になる者が生じる場合には、当該受注金額の著しく多額になる者については指名保留を行うものとする。
- (6) 当該年度の発注予定件数が極端に少ないと想定される等級が存する業種においては、当該等級の下位の等級に該当する発注工事を当該等級の発注工事とみなして、この基準の定めるところにより指名業者の選定を行うことができる。

別に定める希望確認型氏名競争入札における参加希望の受け付けの掲示には、本項による 取扱いを行う旨を表示するものとする。

## 6 選定の制限

次の各号の一に該当する者は、指名業者として選定することができない。

- ① 指名停止期間の者
- ② 不誠実な行為がある者
- ③ 目黒区が発注した工事の施工成績が不良である者
- ④ 経営状況が著しく不健全である者
- ⑤ 発注予定工事と同一又は同種の工事の実績又は総完成工事が不足し、当該発注予定工事の適正な履行が困難であると認められる者
- ⑥ 前各号のほか、指名業者として選定することが不適当と認められる者

## 7 選定業者数

(1) 指名業者の数は、次の各号に掲げる発注工事の予定価格の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- |                |     |
|----------------|-----|
| ① 3億円以上        | 10者 |
| ② 2千万円以上3億円未満  | 8者  |
| ③ 5百万円以上2千万円未満 | 6者  |
| ④ 5百万円未満       | 5者  |

(2) 前項の規定にかかわらず、発注機会の極めて少ない工事の場合は前項各号に定める数を超える指名業者を選定し、又は高度の技術を要する工事その他その工事の性質等により前各号に定める数の指名業者を選定することができない場合は当該各号に満たない数の指名業者を選定することができる。

## 8 運用細目

この基準の運用等の細目については、別に定める。

### 付則

この基準は、平成12年4月1日から適用する。

## 資料 7

平成16年度へ向けた競争入札検討資料  
単純清掃

件名	競争年度	現行請負業者
1 清水社会教育館清掃	12	フジビ
2 中央体育館清掃	12	シービーエス
3 上目黒ふれあいトイレ清掃	12	大洋
4 本町ふれあいトイレ清掃	12	大洋
5 駒場児童館清掃	12	大洋
6 東根学童清掃	12	大洋
7 保育園厨房グリストラップ等清掃	12	大洋
8 東根住区清掃	13	コステム
9 月光原住区清掃	13	京王設備
10 公園事務所和館等定期清掃	13	東京コントロール
11 五本木住区清掃	13	新成工産
12 駒場住区清掃	13	ジーエムシー
13 中根住区清掃	13	ジェイビーシーサービス
14 大岡東住区清掃	13	東興
15 八雲住区清掃	13	三協ビルメン
16 目黒土木清掃	13	喜多方総合サービス
17 油面住区清掃	13	宝友ビル管理
18 鷺番住区清掃	13	ホクトエンジニアリング
19 原町住区清掃	13	ホクトエンジニアリング
20 碑住区清掃	14	シービーエス
21 西部地区清掃	14	北川商会
22 上目住区清掃	14	ジーエムシー
23 向原住区清掃	14	ジーエムシー
24 烏森住区清掃	14	富士興業
25 三田分室清掃	14	立花商事
26 宮前分室清掃	14	宝友ビル管理
27 中根小学校内学童清掃	14	喜多方総合サービス
28 守屋図書館清掃	15	雄水
29 菅刈住区清掃	15	コステム
30 不動住区清掃	15	日東ハイウェイ
31 大岡山西清掃	15	日東ハイウェイ
32 大橋図書館清掃	15	シービーエス
33 保育園ガラス清掃	15	千葉商店
34 下目住区清掃	15	不二興産
35 不動児童館清掃	15	大洋
36 保育園床清掃	15	大洋
37 自由が丘住区清掃	15	日建産業
38 洗足図書館清掃	15	北川商会
39 南部地区清掃	15	ジーエムシー
40 東山住区清掃	15	喜多方総合サービス
41 鷺番学童清掃	15	喜多方総合サービス
42 上目工房清掃	15	ウインスポーツ
43 下目工房清掃	15	ウインスポーツ
44 中根学童清掃	15	宝友ビル管理
45 清掃事業所清掃	15	ホクトエンジニアリング
46 油面公園清掃	随契	ミチル会作業所
47 中央緑地公園清掃	随契	清水実習所
48 なべころ公園清掃	随契	しいの実社
49 コーポ目黒本町共用部清掃	随契	目黒区身体障害者福祉協会
50 東山公園蛇崩緑道等清掃	随契	社会福祉事業団

平成16年度へ向けた競争入札検討資料  
総合管理

部分が16年度競争案件

	件名	競争年度	現行請負業者
1	中目黒スクエア総合管理	12以前	日本総合管理
2	駒場体育館総合管理	12以前	日本総合管理
3	本町複合施設管理	12以前	雄水
4	緑が丘コミセン施設管理	12以前	日東カストディアル
5	東山地区施設管理	12以前	太平ビル
6	守屋教育会館総合管理	12以前	雄水
7	興津総合管理	12以前	雄水
8	平町リサイクルプラザ総合管理	12以前	北辰クリエイト
9	ひまわりプラザ施設管理	12以前	シービーエス
10	八ヶ岳林間学園施設管理	12以前	新東産業
11	中目黒スクエア宿泊管理	12以前	日本総合管理
12	中目黒スクエア特別会議室宿泊管理	12以前	日本総合管理
13	砧球技場運営管理	12以前	和宏体育施設
14	防災センター施設管理	12	日進産業
15	中央体育館維持管理	12	シービーエス
16	セレモニー目黒業務委託	12	北川商会
17	区民センター体育館管理運営	12	オーエンス
18	碑文谷体育館総合運営管理	13	富士興業
19	目黒駅行政窓口管理業務	14隨	東急コミュニケーションズ
20	花とみどりの学習館等施設管理	14隨	自然教育研究センター
21	八雲体育館トレーニング室管理	14隨	ハイライフサポート
22	北軽井沢管理人業務	14	新東産業
23	総合庁舎設備管理	14	高橋工業
24	区民キャンバス維持管理総括	14	東京ビジネスサービス
25	総合庁舎案内	14	オーエンス
26	総合庁舎駐車場整理	14	オーエンス
27	総合庁舎警備	14	オーエンス
28	碑文谷保健センター庁舎管理	14	日進産業
29	学校空調保守点検	15	北川商会
30	総合庁舎別館清掃委託	15	日本シティビルサービス
31	上2文化公益施設清掃	15	日本シティビルサービス
32	総合庁舎本館清掃	15	千代田ビル管財
33	区民センター美術館等総合管理	15	シービーエス
34	駒場体育館トレーニング室	15	オーエンス

# 資料8

## 修正候補リスト（平成15年度総合庁舎清掃・設備）

清掃

設備

本館	業者名	都ランク	業種売上高 千円	一件実績 千円	本館	業者名	都ランク	業種売上高 千円	一件実績 千円
1	京王設備サービス	A16			1	太平エンジニアリング	A5		
2	千代田ビル管財	A18			2	京王設備サービス	A13		
3	東京ビル整美	A23			3	野村ビルマネジメント	A23		
4	サンアメニティ	A27			4	サンアメニティ	A26		
5	野村ビルマネジメント	A33			5	新東産業	A41		
6	日本ビルシステム	A36			6	明和産業	A42		
7	南部興業	A44			7	東京ビジネスサービス	A61		
8	キョーエー	A52			8	シービーエス	A70		
9	長友	A66			9	中央エンタープライズ	A73		
10	東京ビジネスサービス	A75			10	高橋工業	A78		
11	三協ビルメン	A76			11	大和興産	A79		
12	日国サービス	A79			12	サンエール	A81		
13	ジョイント・メンテナス	A85			13	千代田ビル管財	A82		
14	明和産業	A87			14	二幸産業	A86		
15	中央管財	A93			15	日本不動産管理	A94		
16	シービーエス	A96			16	日建総業	A97		
17	東建社	A100			17	日本ビルシステム	A99		
18	二幸産業	A109			18	藤商会	A109		
19	新東産業	A110			19	日国サービス	A111		
20	アクト・ツーワン	A113			20	アクト・ツーワン	A112		
21	リンレイサービス	A115			21	長友	A124		
22	日進産業	A118			22	東京ビル整美	A127		
23	オーチューム	A136			23	リンレイサービス	A131		
24	中央エンタープライズ	A140			24	キョーエー	A137		
25	太平エンジニアリング	A141			25	エヌビーアイ	A141		
26	関東ビル管理協同組合	A145			26	三協ビルメン	A144		
27	日本不動産管理	A157			27	オーチューム	A148		
28	藤商会	A158			28	東名設備	A151		
29	サンエール	A162			29	城西企業	A159		
30	日建総業	A163			30	富士興業	A160		
31	エムエムシー	A165			31	中央管財	A167		
32	富士建物管理	A171			32	エムエムシー	A174		
33	高橋工業	A192			33	南部興業	A177		
34	東名設備	A194			34	日進産業	A184		
35	城西企業	A217			35	東建社	A188		
36	大和興産	A222			36	富士建物管理	A192		
37	エヌビーアイ	A224			37	関東ビル管理協同組合	A197		
38	日誠ビル管理	A227			38	日誠ビル管理	A198		
39	北辰クリエイト	A232			39	ジョイント・メンテナス	A200		
40	富士興業	A235			40	北辰クリエイト	A203		
41	日黒メンテナンス事業協同組合				41	新栄不動産ビジネス			
42	日本総合管理								
43	日本汎ビルサービス相黒店								
44	サイオ一								
45	信徳								
46	東宝クリーンサービス								

《注》清掃の41～46番は「清掃・設備・警備受付＝全てAランク」ではない業者である。

担任助役	助役	総務部長	契約課長	契約係長	担当者	決定権者	区長
[REDACTED]	*	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	保存年限	5・10年
15年度	契約番号 001702	契約方法 見積合せ	起案 15/4/1	決定	資料9		

## 選定書

下記のとおり選定することを決定する。

1 頁

委託（総合庁舎本館棟他）	情報公開 予定価格 非公開 入札経過 開札終了後 契約台帳 契約確定後
場所 総合庁舎	
期間 平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	
額 予算額 予定価格	契約種別 年間分割
八仙日程 説明会 入札 開札 和保証金 免除する 最低制限価格 設けない	契約保証金 免除する 前払金 なし 部分金 なし
選定業種 建物清掃	工事格付

地方自治法施行令第167条の2及び目黒区契約規則第38条の2、第40条の規定に基づき選定する。

選定業者	代表者名	格付	所在地	登録番号	電話／受信者
1 株アール・エス・シー	/	✓	豊島区	[REDACTED]	[REDACTED]
2 株アネシス	/	✓	千代田区	[REDACTED]	[REDACTED]
3 株キヨーエー	/	✓	港区	[REDACTED]	[REDACTED]
4 株ジャパンメンテナンス	/	✓	中央区	[REDACTED]	[REDACTED]
5 千代田ビル管財株	/	✓	中央区	[REDACTED]	[REDACTED]
6 東京ビル整美株	/	✓	新宿区	[REDACTED]	[REDACTED]
7 株東洋実業 東京支店	/	✓	新宿区	[REDACTED]	[REDACTED]
8 日本ビルシステム株	/	✓	港区	[REDACTED]	[REDACTED]
以上					

001702

清掃委託（総合庁舎本館棟他）

契約種別 年間分割 指名競争

指定価格 非公開

入札日 平成 15 年 3 月 4 日

開札結果

落札金額

## 入札（見積）経過

1 回目

2 回目

3 回目

株アール・エス・シー

60,350,000

株アネシス

56,000,000

株キヨーエー

65,250,000

株ジャパンメンテナンス 東京営業部

66,360,000

西代田ビル整美財(株)

~~103,170,400,000~~

東京ビル整美株

55,000,000

株東洋実業 東京支店

64,300,000

日本ビルマネジメント(株)

~~168,7000,000~~

以上

入札金額は、見積もった金額から 5 / 105 を減じた額です。  
 契約金額は、単価契約を除き、入札金額に 5 / 100 を加算した額です。

## 平成16年度施設総合管理業者選定資料

## ★新規格ランク順

予定価格	選定数	9	都ランク	済墨	区民セイノ本行會館 タード指名	15区指名率	満額契約先及び規模(千円)	
							区民セイノ本行會館 タード指名	15年間契約 区受注額(千円)
1 0001068 太平ビルサービス㈱ 東京支店	新宿区	1	○					
2 0000578 東急ファシリティーサービス㈱	目黒区	3	○					
3 0008398 横ジャパンメンテナンス	中央区	6	○					
4 0003777 第一建設サービス㈱ 東京支店	千代田区	○ 8	○					
5 0008540 大成㈱	新宿区	11						
6 0012012 日本ビルサービス㈱	千代田区	○ 12						
7 0006693 ピケンテクノ	渋谷区	16						
8 0008461 大成サービス㈱	中央区	18						
9 0005088 三幸	渋谷区	○ 22						
10 0002437 東京ビジネスシステム㈱	新宿区	25	○					
11 0003725 横ハリマシステム 東京支店	港区	27	○					
12 0000624 横シービーステム	千代田区	29	○					
13 0002282 横真洋美業	新宿区	30	○					
14 0002392 二幸産業㈱	新宿区	○ 35	○					
15 0010998 千代田ビル管財㈱	中央区	★ 41	○					
16 0000943 新光ビルシステム㈱	台東区	42	○					
17 0000857 横京王設備サービス	杉並区	49	○					
18 0000489 日東カストディアルサービス㈱	板橋区	52	○					
19 0006872 横リンクレイサー・ビズ	中央区	54						
20 0008691 横ケイミックスク (旧キヨーワー)	港区	○ 61	○					
21 0001213 横日進産業	中央区	63						
22 0001562 横オーブンス	中央区	72						
23 0000363 横オーチューブ	渋谷区	○ 74						
24 0002955 日本ビルシステム㈱	港区	停止	○					
25 0002299 横サンアメニティ	北区	93						
26 0008390 藤村ビルマネジメント㈱	新宿区	118						
27 0005440 横太平洋エンジニアリング	文京区	126	○					
28 0003363 協栄ビルメンテナンス㈱	目黒区	136						
29 0011112 日国サービス㈱	千代田区	142						
30 0006733 横明和産業	中野区	157						
31 0003053 横アクト・ツーワン	川崎市	160						
32 0004993 東京ビル整美㈱	新宿区	167	○					
33 0006658 横真豊社	立川市	173						
34 0008399 横三協ビルメンテナ	中央区	201						
35 0002295 日本シティビルサー・ビス㈱	目黒区	204						
36 0001255 新真豊業㈱	渋谷区	208						
37 0002340 日本不動産管理㈱	千代田区	211						
38 0011010 中央管財㈱	中央区	215						
39 0001060 新栄不動産ビジネス㈱	目黒区	○ 222	○					
40 0001300 横サンエーブル	新宿区	226	○					
41 0003171 高橋工業㈱	文京区	○ 240	○					
42 0002018 横セノン	新宿区	277	○					
43 0002515 日建總業㈱	豊島区	280						
44 0008589 横エム・エム・シイ	渋谷区	283						
45 0002948 大和興産㈱ 東京支店	渋谷区	289						
46 0005075 重株ビルメンテナ	中央区	293						
47 0005079 重名設備㈱	中野区	281						
48 0002423 横藤商会	新宿区	216						
49 0005254 大蔭ビルメンテナンス㈱	板橋区	B.186						
50 0000716 フジビ	渋谷区	B.220						
51 0011485 自販メンテナンス事業協同組合	目黒区	-						

目黒区工事請負契約に係る指名停止基準

(目的)

第1条 この基準は、工事請負契約に係る指名停止について必要な事項を定め、もって契約事務の厳正な処理を行い、工事請負契約の適正かつ円滑な執行を確保することを目的とする。

(指名停止)

第2条 総務部長は、東京都目黒区契約事務規則（昭和39年3月東京都目黒区規則第6号）第35条の規定により指名業者登録名簿に登載されている者（以下「有資格業者」という。）が、別表第1から別表第3までの左欄に掲げる指名停止に係る措置要件（以下「要件」という。）に該当するときは、当該有資格業者を当該要件に応じ、これらの表右欄に掲げる期間、指名停止にする。

2 前項の規定により指名停止を行った場合に、必要があると認めるときは、すみやかに区長に報告するものとする。

3 第1項の規定により当該指名停止を受けた有資格業者を既に指名しているときは、その要件により当該指名を取消すことができる。

(下請負人および共同企業体に関する指名停止)

第3条 前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、指名停止を受けた有資格業者のもとに当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかなときは、当該下請負人に対しても元請負人の指名停止の期間の範囲内において指名停止を行うことができる。

2 前項の規定は、共同企業体について指名停止を行う場合、当該共同企業体の内部構成員であつて責を負うべき有資格業者について適用する。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格業者が1事由により別表第1および別表第2までに掲げる要件の2以上に該当したときは、当該要件ごとに定める期間の短期および長期について、その最長のものをもってそれぞれ指名停止期間の短期および長期とする。

2 つぎの各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれの別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 有資格業者が別表第1各号または別表第2各号の措置要件に係る指名停止期間中または指名停止期間満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号または別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 有資格者が別表2の第1号から第3号まで、または第4号から第5号までの措置要件に係る

指名停止期間中、または指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで、または第4号から第5号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 要件に該当する有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、指名停止期間の短期未満の期間を定める必要があると認める場合は、指名停止期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 極めて悪質な事由があるため、または極めて重大な結果を生じさせたため、別表に定める期間の長期を超える指名停止期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を、当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由、または極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表に定める当該指名停止期間の範囲内で期間を変更することができる。
- 6 指名停止を現に受けている有資格業者が、当該事件について責を負わぬことが明らかになつたときは、指名停止を取り消すものとする。

（指名停止の通知）

第5条 総務部長が、第2条から第4条までの規定により指名停止を行い、若しくは指名停止期間の変更または指名停止の取消しを行ったときは、当該有資格業者に対し、すみやかに通知するものとする。ただし、通知する必要がないものと認める場合は、省略することができる。

（随意契約の相手方の制限）

第6条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第4号までの規定に基づき随意契約する場合を除き、指名停止を現に受けている有資格業者をその停止期間中、随意契約の相手方とはしない。

（下請等の禁止）

第7条 指名停止を現に受けている有資格業者は、停止期間中新たに区との契約に係る工事の下請負人または完成保証人になることはできない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第8条 指名停止に至らない場合で、別表第1または別表第2に掲げる要件に類する行為等を行つたと認められる有資格業者に対しては、書面または口頭で警告または注意の喚起を行うことができる。

（本基準の準用）

第9条 工事請負契約以外の売買・貸借およびその他の契約に関し、該当する事件について本基準を準用する。

付 則

- 1 この基準は、平成7年4月1日から適用する。
- 2 適用日以前に行った指名停止の措置については、なお従前の例による。

別表第1

## 区発注工事において生じた事故等に基づく指名停止に係る措置基準

措置要件	期間
(虚偽記載) 1 区の発注する工事の請負契約に係る一般競争入札または指名競争入札において、当該入札に係る競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
(過失による粗雑工事) 2 区と締結した請負契約に係る工事（以下「区発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
3 東京都内における工事で区発注工事以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
(契約違反) 4 2に掲げる場合のほか、区発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内
(公衆損害事故) 5 区発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、または損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
(工事関係者事故) 7 区発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者または負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4か月以内
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者または負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2か月以内

## 別表第2

## 贈賄および不正行為等に基づく指名停止に係る措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄)	
1 つぎのイ・ロまたはハに掲げる者が、区の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕または公訴を知った日から
イ 有資格業者である個人または有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）	4か月以上12か月以内
ロ 有資格業者の役員またはその支店もしくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	3か月以上9か月以内
ハ 有資格業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2か月以上6か月以内
2 つぎのイ・ロまたはハに掲げる者が、東京都の区域内に存する他の地方公共団体等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕または公訴を知った日から
イ 代表役員等	3か月以上9か月以内
ロ 一般役員等	2か月以上6か月以内
ハ 使用人	1か月以上3か月以内
3 代表役員等が、東京都の区域外に存する他の地方公共団体等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕または公訴を知った日から2か月以上6か月以内
(談合)	
4 有資格業者である個人・有資格業者の役員またはその使用人が、談合の容疑により逮捕され、また逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕または公訴を知った日から
イ 区発注工事の契約に関するもの	3か月以上12か月以内
ロ 一般工事の契約に関するもの	2か月以上12か月以内

ハ 東京都の区域外の契約に関するもの	1か月以上6か月以内
(独占禁止法違反行為)	
5 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条または、第8条第1項第1号に違反し工事請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
イ 区発注工事の契約に関するもの	3か月以上9か月以内
ロ 一般工事の契約に関するもの	2か月以上9か月以内
ハ 東京都の区域外の契約に関するもの	1か月以上3か月以内
(不正または不誠実な行為)	
6 別表第1および本表1から5までに掲げる場合のほか、業務に関し不正または不誠実な行為をし、工事請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
7 別表第1および本表1から6までに掲げる場合のほか、代表役員等が、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起されまたは禁こ以上の刑もしくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内

### 別表第3

#### 入札事務等における軽易な事故についての指名停止に係る措置基準

措置用件	期間
1 入札説明会に際し遅参または不参した業者	該当した日から2週間
2 入札および開札に際し遅参または不参した業者	該当した日から2週間
3 入札事務の公正を欠く行為をした業者	該当した日から1か月

決定権者	担任助役	助役	総務部長	契約課長	契約係長	担当者	決定権者	区長	元社長
[REDACTED]	[REDACTED]	*	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	保存年限	5・10年	
							起案	16/4/1	
							決定	16.4-1	

資料13

## 業者選定書 下記のとおり選定することを決定する。

年度 平成16年度	契約番号 001570	契約方法 見積合せ 指名競争入札	情報公開 予定価格 非公開 入札経過 開札終了後 契約台帳 契約確定後
件名 総合庁舎清掃（本館部分）			
履行場所 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎（本館棟）			
履行期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで			
予算額	契約種別 年間分割		
予定価格	予算額の 100.0 %		
入札日程 説明会 平成16年 2月27日14時30分 入札室 入札 平成16年 3月 5日10時00分 入札番号 第3号 開札 平成16年 3月 5日10時00分 入札室	契約保証金 免除する 前払金 なし		
入札保証金 免除する	部分金 なし		
最低制限価格 設けない			

選定業種 工事格付

建物清掃

選定理由

地方自治法施行令第167条、目黒区契約事務規則第34条から第38条及び目黒区指名業者選定基準に基づき、格付け並びに実績、履行能力及び工事施工希望等を判断し選定する。

選定業者	代表者名	格付	所在地	登録番号	電話／受信者	
1 株オーチュー ✓	[REDACTED]		渋谷区	[REDACTED]	[REDACTED]	OK
2 株ケイミックス ✓	[REDACTED]		港区	[REDACTED]	[REDACTED]	OK
3 三幸株 ✓	[REDACTED]		渋谷区	[REDACTED]	[REDACTED]	伝言
4 新栄不動産ビジネス株 ✓	[REDACTED]		目黒区	[REDACTED]	[REDACTED]	OK
5 高橋工業株 ✓	[REDACTED]		文京区	[REDACTED]	[REDACTED]	OK
6 第一建築サービス株 ✓	[REDACTED]		千代田区	[REDACTED]	[REDACTED]	OK
7 千代田ビル管財株 ✓	[REDACTED]		中央区	[REDACTED]	[REDACTED]	X
8 二幸産業株 ✓	[REDACTED]		新宿区	[REDACTED]	[REDACTED]	OK
9 日本ビルサービス株 ✓	[REDACTED]		千代田区	[REDACTED]	[REDACTED]	OK
以上		:				

資料 14

## 入札（見積）経過調書

1 / 1 頁

処理番号 001570

件名 総合庁舎清掃（本館部分）

契約種別 年間分割 指名競争

予定価格  非公開

入札日 平成16年3月5日

開札結果 落札

落札金額 28,800,000円

## 入札（見積）経過

1回目

2回目

3回目

株オーチュ一

55,000,000.00

株ケイミックス

51,500,000.00

三幸株

49,800,000.00

新栄不動産ビジネス株

49,637,900.00

高橋工業株

58,000,000.00

第一建築サービス株 東京支店

50,000,000.00

時代田ビル管財株

28,800,000.00  
落札

二幸産業株

55,000,000.00

日本ビルサービス株

53,000,000.00

以上

入札金額は、見積もった金額から5/105を減じた額です。  
 契約金額は、単価契約を除き、入札金額に5/100を加算した額です。